

## 工事費内訳書への労務費の明示及び労務費ダンピング調査の 試行的な実施について（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）の改正により、建設業者は、公共工事の入札時に労務費等を明示した入札金額の内訳書を発注者に提出しなければならない、また発注者は、提出された書類の内容確認等の必要な措置を講ずることが規定されました。（入契法第12条、第13条）

これを受け、国土交通省において、入札時に提出された労務費等が適正な水準であるかを確認するため、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」が策定されました。

つきましては、工事費内訳書への労務費等の明示及び労務費ダンピング調査について、下記のとおり試行的に取扱うこととしますので、適切に対応されるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 工事費内訳書への労務費等の明示について

「労務費等を明示した内訳書」については、令和8年4月1日以降に公告するすべての入札に提出するものとし、記載事項に漏れがある場合は原則として無効の入札として取り扱うものとする。ただし、当面の間は、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載に不備がある場合においても、暫定的に無効としないこととする。

※開札後、直ちに行う2回目以降の入札については内訳書の再提出は求めません。

#### 2. 試行的に実施する「労務費ダンピング調査」について

「労務費ダンピング調査」については、令和8年4月1日以降に公告する下記の対象案件の入札に実施するものとし、落札候補者に対して、別紙のとおり調査を行うこととする。なお、労務費が一定の水準を下回る場合、試行期間においてはヒアリングのみの実施とする。

##### <対象案件>

- ・対象工事 : 土木一式工事
- ・対象金額 : 請負対象金額 5,000万円以上
- ・入札方法 : (指名)競争入札

※対象案件については公告時に再度通知いたします。

#### 3. 「工事費内訳書への労務費等の明示」及び「労務費ダンピング調査」の本格運用時期について

「工事費内訳書への労務費等の明示」及び「労務費ダンピング調査」の本格運用時期については決定次第、別途事前通知を発出するものとする。

総務部 契約管財課  
契約検査担当  
内線 2093・2099